

社団法人 全国老人福祉施設協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人全国老人福祉施設協議会と称する。

2 本会の略称は、全老施協とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区永田町二丁目10番2号に置く。

(目的)

第3条 本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、老人福祉及び介護に係るサービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉及び介護に関する調査研究
- (2) 老人福祉及び介護に関する研修会等の実施
- (3) 老人福祉及び介護に関する普及啓発活動
- (4) 老人福祉及び介護に関する相談支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

イ 老人福祉法に規定する以下の施設・事業所の代表者(当該施設・事業所の開設者、管理者、又は当該開設者若しくは管理者が指定する者をいう。ロにおいて同じ。)又は開設準備責任者

- (イ) 養護老人ホーム
- (ロ) 特別養護老人ホーム
- (ハ) 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む。)
- (ニ) 老人デイサービスセンター
- (ホ) 老人短期入所施設

ロ その他総会が認めた施設・事業所の代表者又は開設準備責任者

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は法人

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、本会に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める規程により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 法人・施設等が解散し、又は破産したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 正当な理由なく会費を翌年度9月までに納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において代議員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規程に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の設立趣旨、目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員が既に納入した会費、入会金その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 3人

- 2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 会長たる理事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 会長以外の理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 4 副会長は、理事のうちから会長が推薦し総会の承認を得る。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が推薦し理事会の承認を得る。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 7 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
- 8 監事には、本会の理事の親族、その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族、その他特別の関係にある者であってはならない。
- 9 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 10 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において代議員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本会に顧問5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第15条第1項の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 代議員

(代議員)

第19条 本会には、代議員及び同数の予備代議員を置く。

- 2 正会員の表決権は、代議員をもって行使する。
- 3 代議員の定数は100人以上120人以内とする。

(代議員の選任)

第20条 代議員及び予備代議員は、総会において別に定める方法により、正会員の中から選出する。

- 2 代議員及び予備代議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 予備代議員は、代議員に事故があるときはその職務を代行し、代議員が欠けたときはその職務を行う。

(代議員の職務)

第21条 代議員は、正会員を代表して総会に出席し、本会の運営に関する重要な事項を審議する。

(代議員の任期)

第22条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された代議員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(代議員の解任)

第23条 代議員には、第16条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(代議員の報酬等)

第24条 代議員は無給とする。

- 2 代議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第25条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第26条 総会は、代議員をもって構成する。

(権能)

第27条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第28条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長等)

第30条 総会の議長及び副議長は、総会において、代議員の中から選出するものとし、代議員の任期中、その任にあたる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(総会の定足数)

第31条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、代議員として表決に加わる権利を有しない。

3 総会においては、第29条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する代議員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該代議員の予備代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在数

(3) 出席した代議員数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、その日数を短縮することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第37条第3項第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数等)

第40条 理事会については、第31条から第34条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、総会において別に定める方法により、会長が管理する。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添付するものとする。

(長期借入金)

第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の

認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第50条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第53条 本会の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 代議員及び予備代議員名簿
 - (4) 理事、監事の名簿及び履歴書
 - (5) 事業報告書及び収支計算書
 - (6) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 許可、認可等及び登記に関する事項
 - (9) 総会、理事会等の議事に関する書類
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第7号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧に供しなければならない。ただし、第4号のうち、履歴書については一般の閲覧に供しないものとする。

(インターネットによる情報公開)

第54条 前条第1項第1号から第7号までに掲げる資料(履歴書を除く。)については、インターネットにより情報公開を行うものとする。

第10章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日(平成18年6月29日)から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の代議員は、第19条第3項及び第20条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙代議員名簿のとおりとし、その任期は第22条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の会計年度は、第48条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成19年3月31日までとする。